

給水停止通知書

使用月分	備考欄	金額

給水停止対象の未納料金

使用者番号

使用月分	備考欄	金額

給水停止対象以外の未納料金

<input type="checkbox"/> メーター取外し	<input type="checkbox"/> プラグ止	<input type="checkbox"/> 乙止
<input type="checkbox"/> 閉栓キャップ	<input type="checkbox"/> 閉栓パッキン	
口径 m/m	メーター番号	

通知入力	停止入力	解除入力	停水年月日	停止時指針
			年 月　日	m ³

記録

未納確認日
納入期限
給水停止年月日

第19号様式（第21条関係）

給水停止通知書

使用月分	備考欄	金額

給水停止対象の未納料金

使用者番号

使用月分	備考欄	金額

給水停止対象以外の未納料金

未納確認日
納入期限
給水停止年月日

※裏面も必ずご覧ください

お客様の上下水道料金につきまして、上記の使用月分のお支払いをいただくよう通知しておりますが、現在もお支払いがありません。

よって、上記の「納入期限」までにお支払いがない場合は、水道法第15条第3項及び草加市水道事業給水条例第22条の規程に基づき、給水を停止しますので通知いたします。

定

◆ご注意◆

- ※ 給水の停止によりお客様に損害が生じても、当部は一切その責任を負いません。
- ※ 給水の停止は、在宅、不在にかかわらず行います。
- ※ 給水停止後の開栓は、『給水停止対象の未納料金』を全てお支払いただく必要があります。なお、開栓は翌日になることがあります。
- ※ 納入通知書をお持ちの場合は、コンビニエンスストアで至急お支払いください。
銀行、郵便局等でお支払いの場合は、入金確認に時間がかかります。納入期限前にお支払いがあつても事務手続き上、入金確認ができず給水が停止になることがありますのでご注意ください。
納入通知書がない場合は、水道営業課へご連絡ください。
- ※ 水道庁舎の窓口では、上下水道料金のお支払いが一年中できます。
受付時間　午前8時30分～午後9時（毎日）
- ※ 領収証書は、入金確認に必要な場合がありますので大切に保管してください。
- ※ 給水停止通知書には、『給水停止対象の未納料金』の他に、『給水停止対象以外の未納料金』も表示していますのでご確認ください。
- ※ 当該上下水道料金を既にお支払済の場合は、行き違いでご容赦願います。また、お手数ですが確認のため、水道営業課へご連絡ください。

問合せ先

草加市上下水道部　水道営業課

草加市氷川町2118番地5

電話　048-927-2220(直通)

営業時間

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時

(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)